

## 令和 8 年度

### 大阪市立男女共同参画センター中央館「展示ギャラリー活用事業」実施要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市立男女共同参画センター中央館（クレオ大阪中央）が、男女共同参画社会の形成に寄与する業務のうち、地域において男女共同参画をめざし活動する団体・グループを支援する事業の一環として、展示ギャラリー活用事業（以下「当事業」という）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

#### (実施場所)

第 2 条 実施場所は、クレオ大阪中央展示ギャラリーとします。

#### (実施日時)

第 3 条 実施日は、休館日でない日とし、実施時間は午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分までとします。

2 同一の者が連続で使用する場合は、15 日まで（休館日をのぞく）を限度とします。

#### (事業実施要件)

第 4 条 当事業の実施を申請する団体・グループ（以下「申請団体等」という）は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たすものであることを要件とします。

- (1) 大阪市内に活動拠点をもつ団体・グループであること。
- (2) 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下でない団体・グループであること。

2 実施事業は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たし、かつクレオ大阪中央の指定管理者（以下、「指定管理者」とします）が共同で実施することが適当と認めるものであることを要件とします。

- (1) 男女共同参画社会の実現に資する内容で、社会的効果が期待できること。
- (2) 入場料を徴収しないこと。
- (3) 特定の者の利益となる宣伝や活動又は、政治活動、宗教活動として行われるものでないこと。
- (4) 公序良俗に反するものでないこと。

#### (申込手続)

第 5 条 申請団体等は、事業提案書（様式第 1 号）を指定管理者に提出するものとします。

2 指定管理者は、事業提案書の記載事項に不備等が認められる場合は、申請を受理しないものとします。

#### (審査)

第 6 条 指定管理者は、申請を受理した事業提案書を審査し、事業内容が適当と認めるときは、展示ギャラリー活用事業として採用するものとします。

2 指定管理者は、前項の審査結果について、採用通知書（様式第 2 号）または、不採用通知書（様式第 3 号）により、申請団体等に通知するものとします。

#### (事業内容)

第 7 条 展示ギャラリー活用事業として採用された事業を実施する申請団体（以下「実施団体」とする）は、当該事業の開催にかかる広報物（チラシやホームページ）等には、実施館の名義を使用するものと

します。

2 広報物に実施館の名称を使用する実施団体は、作成前にあらかじめ指定管理者に当該広報物等を提出し、協議するものとします。

(損害賠償責任)

第8条 鑑賞者等により生じた損害については、双方協議の上、損害賠償の責任範囲を決定します。

(事業内容等の変更)

第9条 実施団体は、事業提案書または採用通知書に記載した内容に変更があるときは、直ちに指定管理者に申請し、承認を得るものとします。

2 前項の変更は、当初の事業との同一性が認められる範囲の変更に限りません。

(採用の取消し)

第10条 指定管理者は、第6条における採用後、事業提案書または採用通知書の内容に虚偽の事実があった場合または本要綱もしくは指定管理者の付した条件に違反したことが判明した場合、その他展示ギャラリー活用事業としてふさわしくないと指定管理者が認めるときは、当該採用を取り消すことがあります。

2 指定管理者は、前項の採用の取消しについて、採用取消通知書(様式第4号)により、実施団体に通知するものとします。

(報告)

第11条 実施団体は、事業報告書(様式第5号)を、事業終了後1週間以内に指定管理者に提出するものとします。

(遵守事項)

第12条 実施団体は使用にあたって、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 承認された使用目的から逸脱しないこと。
- (2) 使用のための諸準備、案内等は実施団体が責任を持って行うこと。
- (3) 展示作品の管理については、実施団体の責任において行うこと。
- (4) 展示前及び展示後の作品は預からないものとします。
- (5) 終了後は、使用場所を原状に復すこと。
- (6) 施設や他の設備に悪影響を与えるおそれのあるものは持ち込まないこと。
- (7) 事故が発生した場合は、実施団体が責任を持って対応し、必ず指定管理者に連絡すること。
- (8) 作品や物品等を販売しないこと。
- (9) 会員の募集については、実施団体の責任において行うこと。
- (10) その他指定管理者の指示に従うこと。

(雑則)

第13条 指定管理者は、必要と認める場合には、実施団体に対し、展示ギャラリー活用事業の実施について、条件を付することができるものとします。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行します。